

## ○京丹後市美しいふるさとづくり条例

平成29年3月30日

条例第15号

京丹後市美しいふるさとづくり条例(平成16年京丹後市条例第162号)の全部を改正する。

京丹後市の海岸線は、一部港湾地域等を除き、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国定公園に指定されており、また、丹後半島の脊梁山地は、市内を縦断する幾多の清流の源となるなど、豊かで美しい自然環境を形成し、育んでいる。

この自然環境に暮らす私たちにとっては、恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、誇るべき財産として保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を有しており、一人ひとりが環境の有限性を深く認識し、環境に接する全ての者の参加と協働によって私たちの行動及び活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められている。

このような認識に基づき、私たち京丹後市民と関係する全ての人が協力し合い、役割を分かち合いながら、美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくりに努めなければならない。

この理念を遂行するために、本条例を制定するものである。

## (目的)

第1条 この条例は、京丹後市の豊かで美しい環境の保全及び持続可能なまちづくりの推進並びに取組を通じた地球環境との共生のために必要な事項を定め、もって美しい自然環境を次代に継承するまちづくりを推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 人の行動及び活動により、豊かで美しい京丹後市の自然を保護し、及び安全であるようにすることをいう。
- (2) 持続可能なまちづくり 環境と社会・経済の両立を図り、豊かで美しい自然環境を保全し、共生を保持し、これを次代に継承していくまちづくりをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- (5) 所有者等 市内に土地若しくは施設を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 環境負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障要

因となるおそれのあるものをいう。

(7) 地球環境との共生 地球環境とは、人の活動により気候、海洋、生物、その他広範な環境に影響を与える事態に係る地球規模の環境のことをいい、地球環境との共生とは、これを保全し、相互に持続することをいう。

(8) ごみ等の散乱 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において、容器、紙くず、たばこの吸い殻、飼養動物のふん及びこれらに類するものを廃棄し、放置し、又は汚す行為をいう。

(9) 環境共生活動推進主体 第9条に定める環境共生自主計画(環境保全並びに啓発に関する活動、及び社会的利用の促進に関する計画をいう。以下同じ。)の承認を受け、当該計画に基づき、美化、啓発及び体験の各活動を通じた美しいふるさとづくりに資する事業を行う主体をいう。

(10) 環境共生推進地域 第9条に定める環境共生自主計画の承認を受け、自然と社会との共生を推進する地域をいう。

(11) 特別保護区域 環境共生推進地域のうち、特に自然を保護し、社会的活用の促進を図るべき土地の区域をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、全ての施策、計画の策定及び実施に当たっては、環境との調和並びに保全について十分考慮しなければならない。

3 市は、事業者、市民等が行う環境の保全及び持続可能なまちづくりに関し、その区域の自然的社会的条件に応じた支援に努めなければならない。

4 市は、市内の環境の保全及び持続可能なまちづくりに関し、市民等、事業者及び所有者等の意識の啓発に努めなければならない。

5 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境との共生に努めなければならない。

#### (市民等の責務)

第4条 市民等は、環境に関する理解を深め、美化、啓発及び体験の各活動を通し自主的かつ積極的な取組の実践に努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令に基づく措置のほか、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への影響を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために、必要な配慮に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、市内においてその所有し、占有し、又は管理する土地若しくは施設の清潔を保持し、環境の美化及び保全に努めなければならない。

2 所有者等は、市が実施する環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(清潔な生活環境の確保)

第7条 何人も、みだりにごみ等を散乱してはならない。

2 何人も、道路、河川、海岸、湖沼、公園その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地若しくは施設を汚さないように努めなければならない。

3 動物を飼養し、又は管理する者は、その飼養し、若しくは管理する動物が道路その他の公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地若しくは施設において排出したふんを回収し、この適切な処分に努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び持続可能なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、環境基本計画の策定又は改定に当たっては、あらかじめ第18条に規定する美しいふるさとづくり審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(環境共生自主計画の承認)

第9条 市長は、一定地域内において美化、啓発及び体験の各活動を行おうとする者の定めた環境保全並びに啓発に関する活動、及び社会的利用の促進に関する計画を、これを適正と認める場合には環境共生自主計画(以下「自主計画」という。)として承認する。この場合において、一定地域は次の各号いずれかの地域を対象とするものとする。

(1) 地質若しくは地形が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域

(2) 保全すべきと認められる天然植生の状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域

(3) 生存する希少動植物を良好に育む環境を維持している状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域

2 自主計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 土地の区域に関する事項

(2) 環境の特質、環境の保全に関する基本的な事項

(3) 美化、啓発並びに体験の各活動及び事業に関する事項

(4) 環境の保全のため、禁止又は抑制することが適当であると認められる行為

3 市長は、自主計画を承認したときは、当該自主計画の申請者を環境共生活動推進主体(以下「推進主体」という。)に認定する。

4 市長は、推進主体により自主計画に基づく活動が実施される場合にあっては、推進主体の活動を支援することができる。

(承認等の取消し)

第10条 市長は、前条第1項の承認を受けた推進主体が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認及び前条第3項の認定を取り消すことができる。

(1) 自主計画に従って事業を行っていないと認めるとき。

(2) 自主計画に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができなくなったと認めるとき。

(3) 偽りその他の不正の手段により自主計画の承認を得たと認めるとき。

(4) 自主計画の実施に関し必要な報告を行っていない、又は虚偽の報告を行ったと認めるとき。

(環境共生推進地域の指定)

第11条 市長は、この条例の目的を達成するため、第9条第1項の計画によって承認された地域を、環境の保全及び持続可能なまちづくりを具体化する区域であって、社会的活用と自然的保護の共生が特に重要と認める区域として、環境共生推進地域(以下「推進地域」という。)に指定する。

2 市長は、前項の規定により推進地域を指定し、又は変更若しくは解除したときは、その区域等を告示しなければならない。

(特別保護区域の指定)

第12条 市長は、前条第1項の指定を受けた地域のうち、市長又は推進主体がその管理権限を有する区域であって、特に重要な自然環境を保護する必要があると認める区域を特別

保護区域に指定できるものとする。

2 市長は、特別保護区域において、この規定及び当該区域における自主計画の範囲内において、禁止行為に関する監視、指導を推進主体に対して認めるものとする。

3 前条第2項の規定は、特別保護区域について準用する。この場合において、同項中「推進地域」とあるのは「特別保護区域」と読み替える。

(財産権等の尊重)

第13条 環境の保全及び持続可能なまちづくりに当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(立入検査等)

第14条 市長は、第7条及び第9条第2項第4号の規定に関し、必要な限度において、当該区域に立ち入り、状況を検査し、影響を調査し、又は関係人に対する指示を行うことができる。

(指導)

第15条 市長は、特別保護区域内において、第7条及び第9条第2項第4号の規定に違反する行為を行う者に対し、行為の禁止を指導することができる。

(関係法令等の適用)

第16条 市は、この条例において行う承認又は必要となる措置を認めるときは、この条例の規定のほか、関係する法令及び条例に基づき、これを準用し、又は適用するものとする。

(地球環境保全)

第17条 市、事業者及び市民等は、それぞれの役割に応じ、かつ、相互に連携して地球環境の保全に資する行動に努めなければならない。

(審議会の設置)

第18条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、京丹後市美しいふるさとづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の所掌事務)

第19条 審議会は、この条例に基づく環境の保全に関する基本的事項、環境基本計画の管理、自主計画の承認、推進地域・特別保護区域の指定のほか、地球温暖化緩和に資する対策・気候変動適応対策、環境資源・エネルギー活用等について、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査及び審議する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査及び審議し、その結果を市長に答申

するものとする。

(審議会の組織等)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、環境共生活動における推進の主体に属さない者であって、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(審議会の委員の任期に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の京丹後市美しいふるさとづくり条例第19条に規定する審議会の委員である者は、この条例による改正後の京丹後市美しいふるさとづくり条例第20条の規定にかかわらず、その委員としての任期中に限り、なお在任するものとする。